

第3条 食品等事業者の責務



▶食品等事業者の責務の内容

平成15年の法改正により新たに規定された、「食品等事業者の責務」とは具体的にはどのようなものか。



一 食品衛生法第3条について

平成15年の法改正により、食品等事業者の自主管理を促進するという観点から、事業者は自らの責任において販売食品等の安全性を確保するため、様々な取組みを行うよう努めなければならないという責務が法律に明確に規定された。

食品の安全性確保のための自主的な取組みの例としては、

- ① 関係法令や最新技術に関する情報収集などによる食品衛生に関する知識や技術の習得
- ② 自主検査結果の確認などによる原材料の安全性の確保
- ③ 販売食品等の自主検査の実施
- ④ 仕入れ元の名称など必要な情報についての記録・保存
- ⑤ 食中毒発生時に、その記録の国・自治体への提供、問題の食品の回収・廃棄などの措置の的確・迅速な実施

などが考えられる。

なお、これらはいくまで例示であり、例えばすべての食品等について自主検査を実施しなければならないというものではない。食品等事業者が、各事項の必要性等をよく分析し、実施することが期待されている。

また、これらの責務は、「努めなければならない」とする努力規定なので、食品等事業者が責務を守らなかったからといって、罰則がかかるというものではない。

いずれにしても、罰則がかからないからといって、責務を守らないというのではなく、この規定が設けられた目的をよく理解し、実施可能な範囲から取り組み、食品の安全の確保に努めることが大切である。

二 記録保存の努力義務

記録の作成及び保存の実施に関する具体的な内容・詳細については、記録保存ガイドライン（「食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」、平成15年8月29日厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知第829001号）で定められている。

ガイドラインでは、事業者の業態によって必要な記録の内容も異なることから、対象となる食品等事業者を、フードチェーンの各段階ごとに区分、整理し、それぞれが実施すべき記録を、事業規模も考慮し「可能な限り記録の作成保存に努めるべき事項」と「記録の作成保存が期待される事項」に分けて示している。

記録書類については、食中毒等の事故が起こった場合などに仕入元や販売先等が確認できるよう必要な事項が記載・保存されていれば、とくに専用の帳簿や記録様式を新たに作成する必要はない。従来から各事業所で使用している仕入・販売台帳、注文書、契約書、送り状、領収書、輸入時における食品等輸入届出書控、他の目的のために作成した書類でも差し支えないとされている。しかし、食中毒が発生した場合に調査が迅速かつ円滑に行えるよう日頃から記録書類の保管場所等は整理しておくことが望まれる。

記録の保存期間は、当該業者が取り扱う食品等の流通実態（消費期限または賞味期限）に応じて合理的な期間を設定することを基本としている。

なお、多種多様な食品の仕入れ、出荷、販売等する事業者であって流通実態に応じた保存期間の設定が困難な場合については、その区分ごとに次の期間を参考として設定することとされている。

- ① 生産段階：販売後1～3年間
- ② 製造・加工段階：販売後1～3年間
- ③ 流通段階：販売後1～3年間
- ④ 販売段階：販売後1～3か月

根拠規定

法令▶食品衛生法第3条

第8条 食品及び添加物の販売、製造、輸入等の禁止



▶食品等が販売、輸入禁止となる場合

食品または添加物が販売、輸入禁止となるのはどのような場合か。



平成14年8月7日付で食品衛生法の一部が改正され、食品等の販売、輸入等が禁止できるようになりました。食品及び添加物については以下のような場合に販売、輸入等を禁止するか検討を行うこととしている。

(1) 厚生労働大臣は、特定の国もしくは地域において製造等がなされ、または特定の者により製造等がなされた特定の食品または添加物（以下「食品等」という。）について、

① 法違反の食品等が相当程度あり、

② 食品衛生上の危害発生の防止のために特に必要があると認める場合に薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売、輸入等を告示をもって禁止することができることとされた。

(2) (1)①の認定に当たっては、以下の事由からみて、法違反の食品等が相当程度あるか否かを判断することとした。

ア 検査命令、収去検査及び国、都道府県等の行政指導に基づく自主検査の結果、法違反の食品等の総数の当該食品等の検査件数全体に対する割合がおおむね5%以上であること

イ 当該食品等が製造等される国または地域における食品衛生に関する規制及び措置の内容、当該食品等に係る検査体制、検査結果等の食品衛生上の管理の状況

ウ 当該食品等を原因とする食中毒その他当該食品等に起因し、または起因すると疑われる健康被害が生じたこと

エ 当該食品等を汚染し、または汚染するおそれがある事態が発生したこと

(3) (1)②の認定にあたっては、以下の事項を総合的に勘案することとしました。

ア 当該食品等が人の健康を損なうおそれの程度

イ (1)①の認定に当たって勘案した(2)のアからエまでに掲げる事項

ウ 当該食品等で法違反のものが引き続き販売、輸入等される可能性

エ 当該食品等による食品衛生上の危害発生防止について、販売、輸入禁止以外の方法により期待できる効果

根拠規定

法令▶食品衛生法第8条

Q

▶残留農薬基準が設定されていない農薬等が残留する農産物等の輸入

ポジティブリスト制度の施行後は、残留基準が定められていない農薬、動物用医薬品又は飼料添加物が残留する農産物等は輸入できなくなるのか。

A

いわゆるポジティブリスト制度の施行にあたって、現在国内で使用が認められている農薬やコーデックス委員会の国際基準が設けられている農薬等については、それらの基準を参考に暫定基準を設定し、国民の健康を保護するとともに無用の混乱が生じないように対処することとしている。

このように、暫定基準を定めることで残留基準を整備することとしているが、ポジティブリスト制度施行後に、残留基準が設定されていない農薬等が、一定の量を超えて残留する農産物等は原則として輸入できなくなる。

根拠規定

法令▶食品衛生法第11条